

【表紙】	
【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年11月16日
【会社名】	ナティクス (Natixis)
【代表者の役職氏名】	ホールセール・バンキング部門グローバル・マーケット事業分 野内フィックスド・インカム、グローバルヘッド アラン・ガロワ (Alain Gallois, Global Head of Fixed Income within the Global Market Business Line of the Wholesale Banking)
【本店の所在の場所】	フランス、75013 パリ市ピエール・マンデスーフランス通り30 番地 (30, avenue Pierre Mendès France, 75013 Paris, France)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 黒 田 康 之
【代理人の住所又は所在地】	東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー アンダーソン・毛利・友常法律事務所
【電話番号】	03-6888-1000
【事務連絡者氏名】	弁護士 井 上 貴 美 子 弁護士 阿 部 え り 香 弁護士 安 藤 翔
【連絡場所】	東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー アンダーソン・毛利・友常法律事務所
【電話番号】	03-6888-5873 03-6888-1118 03-6888-1172
【届出の対象とした売出有価証券の種類】	社債
【届出の対象とした売出金額】	207億7,700万円
【安定操作に関する事項】	該当事項なし
【縦覧に供する場所】	該当事項なし

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成27年11月2日付で提出した有価証券届出書（平成27年11月12日付で提出した有価証券届出書の訂正届出書により訂正済み。）の記載事項のうち、売券面額の総額、売価額の総額、利率及び利息額が決定しましたので、関連する事項を訂正するため、本有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 証券情報

第2 売出要項

1 売出有価証券

売出社債（短期社債を除く。）

2 売出しの条件

3 売出社債のその他の主要な事項

本社債の要項の概要

3 【訂正箇所】

訂正を要する箇所及び訂正した箇所には下線を付しております。

第一部 【証券情報】

第2 【売出要項】

1 【売出有価証券】

【売出社債（短期社債を除く。）】

<訂正前>

銘柄	売券面額の総額又は 売振替社債の総額	売価額の総額	売出しに係る社債の 所有者の住所及び 氏名又は名称
ナティクス 2020年12月1 日満期 円建 早期償還条項付 日経平均株価・S&P500 複数 指数連動社債 (以下「本社債」という。)	100億円 (予定) (注1)	100億円 (予定) (注1)	SMBC日興証券株式会社 (以下「売出人」という。) 東京都千代田区丸の内三丁目 3番1号

(中略)

本社債の利率は以下のとおりである。(注2)

- (1) 2015年12月1日（以下「利息起算日」という。）（同日を含む。）から2016年3月1日（同日を含まない。）までの利息期間について： 年率（未定）%（年率5.50%以上年率8.00%以下を仮条件とする。）
- (2) 2016年3月1日（同日を含む。）から満期償還日（同日を含まない。）までの各利息期間（以下「連動利息期間」という。）について： 以下に従って決定される利率：
 - (i) 当該連動利息期間に係る利率判定評価日の評価時刻におけるすべての参照指数の水準がそれぞれの利率判定水準と等しいか、又はそれを上回る価格である場合： 年率（未定）%（年率5.50%以上年率8.00%以下を仮条件とする。）
 - (ii) 当該連動利息期間に係る利率判定評価日の評価時刻における少なくとも1つの参照指数の水準がその利率判定水準を下回る価格である場合： 年率0.10%

本社債に係る利息の支払いは以下のとおりである。(注3)

2016年3月1日を初回として、満期償還日（同日を含む。）までの期間、毎年3月1日、6月1日、9月1日及び12月1日（以下「利払日」という。）に、利息起算日（同日を含む。）から開始し、初回の利払日（同日を含まない。）に終了する期間及び利払日（同日を含む。）から開始し、次の利払日（同日を含まない。）に終了するその後の各期間に係る利息を後払いする。利払日は、下記「3 売出社債のその他の主要な事項、本社債の要項の概要、1. 利息及びその他の計算、(b) 営業日規定」に記載の規定により調整される。

本社債の満期償還日は2020年12月1日（以下「満期償還日」という。）であり、下記「3 売出社債のその他の主要な事項、本社債の要項の概要、1. 利息及びその他の計算、(b) 営業日規定」に記載の規定により調整される。(注3)
(注4)

本社債は、2015年12月1日（以下「発行日」という。）に、ナティクス（以下「発行会社」という。）の債務証券発行プログラムに基づき、Natixis Structured Issuance SA、発行会社、交換代理人、財務代理人等としてのBNP Paribas Securities Servicesルクセンブルク支店及び当該契約書において記載されるその他の代理人の間の2015年6月8日付修正改定代理人契約（発行日時点において、追加で修正及び／又は補足されたもの。以下「代理人契約」という。）に従ってユーロ市場で発行され、発行会社が本社債に関して締結した2015年6月8日付約款（以下「約款」という。）による利益を享受する。本社債の一部は、売出人と同一グループ会社である英国SMBC日興キャピタル・マーケット会社により引き受けられる。本社債権者及び本社債に付された利札（以下「利札」という。）の保有者（以下「利札保有者」という。）は、自らに適用のある代理人契約のすべての条項を認識しているものとみなされる。代理人契約及び約款の写しは、各支払代理人の指定された事務所において閲覧に供される。(注3)

(注1) 上記の売出券面額の総額及び売出価額の総額は、本社債のユーロ市場における発行額面金額の総額と同額であり、上記仮条件に基づく本社債の需要状況を勘案したうえで、2015年11月中旬ごろに決定される予定である。最終的に決定され有価証券届出書の訂正届出書に記載される売出券面額の総額及び売出価額の総額は、上記の各総額と大きく相違する可能性がある。

(注2) 本社債の利率は、2015年11月中旬ごろに決定される予定であり、最終的に決定される利率は、上記の仮条件と相違する可能性がある。

(注3) 下記「2 売出しの条件」に記載のとおり申込期間が繰り下げられた場合には、それに伴って発行日、利息起算日及び当初参照指数決定日のすべて又はそれらのいずれかが繰り下げられることがある。

(注4) 本社債の償還は、本社債が満期償還日より前に償還又は買入消却されない限り、満期償還日に、下記「3 売出社債のその他の主要な事項、本社債の要項の概要、2. 償還及び買入れ、(a) 満期償還」に従い、満期償還額の支払いによりなされる。ただし、本社債は、満期償還日より前に償還される場合がある。期限前の償還については、下記「3 売出社債のその他の主要な事項、本社債の要項の概要」の「2. 償還及び買入れ、(b) 税務上の理由による償還」、「2. 償還及び買入れ、(c) 違法性による償還」、「9. 債務不履行事由」、「15. 参照指数に関する条項、(e) 早期償還」及び「15. 参照指数に関する条項、(f) 特別規定」を参照のこと。

(注5) 本社債に関し、発行会社の依頼により、金融商品取引法第66条の27に基づく登録を受けた信用格付業者（以下「信用格付業者」という。）から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又はかかる信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付はない。

（後略）

<訂正後>

銘柄	売出券面額の総額又は 売出振替社債の総額	売出価額の総額	売出しに係る社債の 所有者の住所及び 氏名又は名称
ナティクス 2020年12月1日満期 円建 早期償還条項付 日経平均株価・S&P500 複数 指数連動社債 (以下「本社債」という。)	207億7,700万円 (注1)	207億7,700万円 (注1)	SMBC日興証券株式会社 (以下「売出人」という。) 東京都千代田区丸の内三丁目 3番1号

（中略）

本社債の利率は以下のとおりである。

- (1) 2015年12月1日（以下「利息起算日」という。）（同日を含む。）から2016年3月1日（同日を含まない。）までの利息期間について： 年率6.25%
- (2) 2016年3月1日（同日を含む。）から満期償還日（同日を含まない。）までの各利息期間（以下「連動利息期間」という。）について： 以下に従って決定される利率：
 - (i) 当該連動利息期間に係る利率判定評価日の評価時刻におけるすべての参照指数の水準がそれぞれの利率判定水準と等しいか、又はそれを上回る価格である場合： 年率6.25%
 - (ii) 当該連動利息期間に係る利率判定評価日の評価時刻における少なくとも1つの参照指数の水準がその利率判定水準を下回る価格である場合： 年率0.10%

本社債に係る利息の支払いは以下のとおりである。

2016年3月1日を初回として、満期償還日（同日を含む。）までの期間、毎年3月1日、6月1日、9月1日及び12月1日（以下「利払日」という。）に、利息起算日（同日を含む。）から開始し、初回の利払日（同日を含まない。）に終了する期間及び利払日（同日を含む。）から開始し、次の利払日（同日を含まない。）に終了するその

後の各期間に係る利息を後払いする。利払日は、下記「3 売出社債のその他の主要な事項、本社債の要項の概要、1. 利息及びその他の計算、(b) 営業日規定」に記載の規定により調整される。

本社債の満期償還日は2020年12月1日（以下「満期償還日」という。）であり、下記「3 売出社債のその他の主要な事項、本社債の要項の概要、1. 利息及びその他の計算、(b) 営業日規定」に記載の規定により調整される。（注2）本社債は、2015年12月1日（以下「発行日」という。）に、ナティクス（以下「発行会社」という。）の債務証券発行プログラムに基づき、Natixis Structured Issuance SA、発行会社、交換代理人、財務代理人等としてのBNP Paribas Securities Servicesルクセンブルク支店及び当該契約書において記載されるその他の代理人の間の2015年6月8日付修正改定代理人契約（発行日時点において、追加で修正及び／又は補足されたもの。以下「代理人契約」という。）に従ってユーロ市場で発行され、発行会社が本社債に関して締結した2015年6月8日付約款（以下「約款」という。）による利益を享受する。本社債の一部は、売出人と同一グループ会社である英国SMBC日興キャピタル・マーケット会社により引き受けられる。本社債権者及び本社債に付された利札（以下「利札」という。）の保有者（以下「利札保有者」という。）は、自らに適用のある代理人契約のすべての条項を認識しているものとみなされる。代理人契約及び約款の写しは、各支払代理人の指定された事務所において閲覧に供される。

（注1） 上記の売出券面額の総額及び売出価額の総額は、本社債のユーロ市場における発行額面金額の総額と同額である。

（注2） 本社債の償還は、本社債が満期償還日より前に償還又は買入消却されない限り、満期償還日に、下記「3 売出社債のその他の主要な事項、本社債の要項の概要、2. 償還及び買入れ、(a) 満期償還」に従い、満期償還額の支払いによりなされる。ただし、本社債は、満期償還日より前に償還される場合がある。期限前の償還については、下記「3 売出社債のその他の主要な事項、本社債の要項の概要」の「2. 償還及び買入れ、(b) 税務上の理由による償還」、「2. 償還及び買入れ、(c) 違法性による償還」、「9. 債務不履行事由」、「15. 参照指数に関する条項、(e) 早期償還」及び「15. 参照指数に関する条項、(f) 特別規定」を参照のこと。

（注3） 本社債に関し、発行会社の依頼により、金融商品取引法第66条の27に基づく登録を受けた信用格付業者（以下「信用格付業者」という。）から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又はかかる信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付はない。

（後略）

2 【売出しの条件】

<訂正前>

売出価格	申込期間	申込単位	申込証拠金	申込受付場所	売出しの委託を受けた者の住所及び氏名又は名称	売出しの委託契約の内容
額面金額の100%	2015年11月18日から同年11月30日まで (注1)	額面100万円	なし	売出人の日本における本店、各支店及び営業部店並びに下記(注2)記載の金融機関及び金融商品仲介業者の営業所又は事務所(注3)	該当事項なし	該当事項なし

本社債の受渡期日は2015年12月2日（日本時間）である。（注1）

（注1） 一定の事情により本書の記載を訂正すべきこととなった場合には、申込期間をおおむね1週間程度の範囲内で繰り下げることがある。その場合、受渡期日もそれに伴って繰り下げられる。

（注2） 売出人は、金融商品取引法第33条の2に基づく登録を受けた金融機関及び同法第66条に基づく登録を受けた金融商品仲介業者に、本社債の売出しの取扱業務の一部を行うことを委託している。

（注3） 本社債の申込み、購入及び払込みは、各申込人と売出人との間に適用される外国証券取引口座約款に従ってなされる。各申込人は売出人からあらかじめ同口座約款の交付を受け、同口座約款に基づき外国証券取引口座の設定を申し込む旨記載した申込書を提出しなければならない。

外国証券取引口座を通じて本社債を取得する場合、同口座約款の規定に従い本社債の券面の交付は行わない。

（注4） 本社債は、アメリカ合衆国1933年証券法（その後の改正を含む。）（以下「証券法」という。）に基づき、又はアメリカ合衆国の州その他の法域の証券規制当局に登録されておらず、今後登録される予定もない。証

券法の登録義務を免除されている一定の取引において行われる場合を除き、合衆国内において、又は合衆国
人に対し、若しくは合衆国人のために（証券法に基づくレギュレーションSにより定義された意味を有す
る。）、本社債の売付けの申込み、買付けの申込みの勧誘又は売付けを行うことはできない。

<訂正後>

売出価格	申込期間	申込単位	申込 証拠金	申込受付場所	売出しの委託を 受けた者の住所及び 氏名又は名称	売出しの委託 契約の内容
額 面 金 額 の 100%	2015年11月18 日から同年11 月30日まで	額面100万円	なし	売出人の日本 における本店、各支店及 び営業部店並びに下記(注 1)記載の金融機関及び金 融商品仲介業者の営業所又 は事務所(注 2)	該当事項なし	該当事項なし

本社債の受渡期日は2015年12月2日（日本時間）である。

(注1) 売出人は、金融商品取引法第33条の2に基づく登録を受けた金融機関及び同法第66条に基づく登録を受けた
金融商品仲介業者に、本社債の売出しの取扱業務の一部を行うことを委託している。

(注2) 本社債の申込み、購入及び払込みは、各申込人と売出人との間に適用される外国証券取引口座約款に従って
なされる。各申込人は売出人からあらかじめ同口座約款の交付を受け、同口座約款に基づき外国証券取引口
座の設定を申し込む旨記載した申込書を提出しなければならない。

外国証券取引口座を通じて本社債を取得する場合、同口座約款の規定に従い本社債の券面の交付は行わな
い。

(注3) 本社債は、アメリカ合衆国1933年証券法（その後の改正を含む。）（以下「証券法」という。）に基づき、
又はアメリカ合衆国の州その他の法域の証券規制当局に登録されておらず、今後登録される予定もない。証
券法の登録義務を免除されている一定の取引において行われる場合を除き、合衆国内において、又は合衆国
人に対し、若しくは合衆国人のために（証券法に基づくレギュレーションSにより定義された意味を有す
る。）、本社債の売付けの申込み、買付けの申込みの勧誘又は売付けを行うことはできない。

3 【売出社債のその他の主要な事項】

本社債の要項の概要

<訂正前>

1. 利息及びその他の計算

(a) 利率及び発生

各本社債は、下記の利率で、2015年12月1日（利息起算日）（同日を含む。）から満期償還日（同日
を含まない。）までの期間について、未償還の元金額に対して利息を生じ、かかる利息は、本社債が満
期償還日よりも前に償還又は買入消却されない限り、2016年3月1日を初回として、毎年3月1日、6
月1日、9月1日及び12月1日（利払日）に、利息起算日（同日を含む。）又は（場合により）その直
前の利払日から当該利払日（同日を含まない。）までの期間について、後払いで支払われる。

(イ) 2015年12月1日（利息起算日）（同日を含む。）から2016年3月1日（同日を含まない。）まで
の利息期間について適用される利率は年率（未定）%であり、当該利払日に支払われる利息額は
額面金額100万円の各本社債につき（未定）円である。

(ロ) 2016年3月1日（同日を含む。）から満期償還日（同日を含まない。）までの各利息期間（連動
利息期間）について適用される利率は以下に従って決定される。

(i) 当該連動利息期間に係る利率判定評価日の評価時刻におけるすべての参照指数の水準がそれ
ぞれの利率判定水準と等しいか、又はそれを上回る価格である場合、当該連動利息期間に

適用される利率は年率（未定）%とし、当該利払日に支払われる利息額は額面金額100万円の各本社債につき（未定）円である。

- (ii) 当該連動利息期間に係る利率判定評価日の評価時刻における少なくとも1つの参照指数の水準がその利率判定水準を下回る価格である場合、当該連動利息期間に適用される利率は年率0.10%とし、当該利払日に支払われる利息額は額面金額100万円の各本社債につき250円である。

（後略）

<訂正後>

1. 利息及びその他の計算

(a) 利率及び発生

各本社債は、下記の利率で、2015年12月1日（利息起算日）（同日を含む。）から満期償還日（同日を含まない。）までの期間について、未償還の元金額に対して利息を生じ、かかる利息は、本社債が満期償還日より前に償還又は買入消却されない限り、2016年3月1日を初回として、毎年3月1日、6月1日、9月1日及び12月1日（利払日）に、利息起算日（同日を含む。）又は（場合により）その直前の利払日から当該利払日（同日を含まない。）までの期間について、後払いで支払われる。

- (イ) 2015年12月1日（利息起算日）（同日を含む。）から2016年3月1日（同日を含まない。）までの利息期間について適用される利率は年率6.25%であり、当該利払日に支払われる利息額は額面金額100万円の各本社債につき15,625円である。

- (ロ) 2016年3月1日（同日を含む。）から満期償還日（同日を含まない。）までの各利息期間（連動利息期間）について適用される利率は以下に従って決定される。

- (i) 当該連動利息期間に係る利率判定評価日の評価時刻におけるすべての参照指数の水準がそれぞれの利率判定水準と等しいか、又はそれを上回る価格である場合、当該連動利息期間に適用される利率は年率6.25%とし、当該利払日に支払われる利息額は額面金額100万円の各本社債につき15,625円である。
- (ii) 当該連動利息期間に係る利率判定評価日の評価時刻における少なくとも1つの参照指数の水準がその利率判定水準を下回る価格である場合、当該連動利息期間に適用される利率は年率0.10%とし、当該利払日に支払われる利息額は額面金額100万円の各本社債につき250円である。

（後略）